重要事項説明書（令和８年11月～）

認知症対応型共同生活介護グループホーム乗附のサービス提供にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が契約者に説明を行い、同意を得ました重要事項のうち、利用料（介護報酬告示上の額の１割から３割負担分）が下記の通り変更となります。

【グループホーム乗附】

地域区分　６級地　単位数単価 10.27 円

高崎市は、地域区分が６級地のため、総単位数に 10.27 円を乗じた金額の１割から３割が自己負担になります。小数点以下の端数処理の関係により、差異が生じることがあります。

介護給付

要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
761 単位	765 単位	801 単位	824 単位	841 単位	859 単位

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）　22 単位／日

初期加算　入居 30 日間は 30 単位／日加算

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)イ　月々の総単位数に 21.0%乗じた分加算

口腔・栄養スクリーニング加算　20 単位／回

・食費等その他負担金

①居住費　1710 円／日

②食材費　1100 円／日

（内訳　朝食 260 円、昼食 410 円、おやつ代 70 円、夕食 360 円）

③光熱水費　500 円／日

（テレビ持込者は、別途 100 円／日）

④おむつ代、理美容代　実費

契約者は、上記重要事項について事業所より説明を受け、変更について承諾いたします。重要事項説明書の交付を受け確かに受領しました。これを証するために一通を契約者控えに、一通を事業所にそれぞれ保持します。